

# リトアニア

## 特許法

2007年5月10日法律No. X-1119により改正された1994年1月18日法律No. I-372

### 目次

#### 第1章 発明の保護

- 第1条 発明の保護の形態
- 第2条 特許性のある発明
- 第3条 発明の新規性
- 第4条 進歩性
- 第5条 産業上の利用可能性
- 第6条 猶予期間
- 第7条 特許を受ける権利
- 第8条 職務発明
- 第9条 発明者の掲載

#### 第2章 特許の付与

- 第10条 特許出願
- 第11条 特許出願書類
- 第12条 特許出願日
- 第13条 開示
- 第14条 クレーム
- 第15条 要約
- 第16条 発明の単一性
- 第17条 出願の分割
- 第18条 優先権
- 第19条 審査
- 第20条 出願の補正又は訂正，出願の取下
- 第21条 特許出願の公開
- 第22条 特許付与
- 第23条 特許登録簿
- 第24条 特許出願ファイルの閲覧
- 第25条 紛争の解決

#### 第3章 特許の効力

- 第26条 特許所有者の権利
- 第27条 特許存続期間及び維持年金
- 第27-1条 補充的保護証明書
- 第28条 法的保護の範囲及びクレームの解釈
- 第28-1条 生物工学的発明の法的保護の範囲
- 第29条 先使用权

第 30 条 外国の輸送手段に関する特許所有者の権利

#### 第 4 章 所有権の変更

第 31 条 特許出願又は特許の所有権の変更

第 32 条 特許出願又は特許の裁判による譲渡

第 33 条 特許出願又は特許の共同所有権の変更

#### 第 5 章 ライセンス契約，実施許諾用意

第 34 条 ライセンス契約

第 35 条 実施権者の権利

第 36 条 実施許諾者の権利

第 37 条 実施許諾用意

#### 第 6 章 強制ライセンス

第 38 条 発明が保護された植物品種に関係するときの強制クロスライセンス

第 38-1 条 医薬品についての強制ライセンス

第 39 条 リトアニア共和国政府の許可による発明の利用

#### 第 7 章 紛争の解決，権利の行使

第 40 条 発明の法的保護に関する紛争の管轄機関

第 41 条 権利の行使

第 41-1 条 情報の権利

第 41-2 条 証拠

第 41-3 条 証拠保全のための暫定措置及び措置

第 41-4 条 矯正措置

第 41-5 条 実質的損害の回収

第 41-6 条 司法決定の公表

第 41-7 条 非侵害の宣言

第 42 条 税関監督措置の適用

#### 第 8 章 特許の変更，放棄，無効

第 43 条 特許の変更

第 44 条 放棄

第 45 条 無効

第 46 条 無効の効果

#### 第 9 章 国際特許出願

第 47 条 一般規定

第 48 条 国家特許庁が指定官庁若しくは選択官庁となる国際特許出願

第 49 条 受理官庁としての国家特許庁に出願された国際特許出願

- 第 10 章 欧州特許の拡張
- 第 50 条 一般規定
- 第 51 条 拡張請求
- 第 52 条 拡張手数料
- 第 53 条 欧州特許出願の効力
- 第 54 条 欧州特許の効力
- 第 55 条 欧州特許出願又は欧州特許の正文の真正性
- 第 56 条 先の出願日の権利
- 第 57 条 同時保護
- 第 58 条 拡張欧州特許の更新手数料

- 第 10-1 章 欧州特許条約の施行
- 第 59 条 欧州特許条約の適用
- 第 59-1 条 欧州特許出願
- 第 59-2 条 欧州特許出願の効力
- 第 59-3 条 欧州特許の効力
- 第 59-4 条 欧州特許出願及び欧州特許の正文の真正性
- 第 59-5 条 欧州特許の年金
- 第 59-6 条 欧州特許出願の国内出願への変更
- 第 59-7 条 二重保護

- 第 11 章 国際協定
- 第 60 条 国際協定，外国の法人及び自然人の権利

- 第 12 章 最終規定
- 第 61 条 リトアニア共和国民法の改正
- 第 62 条 本法の施行

## 第1章 発明の保護

### 第1条 発明の保護の形態

発明の保護の形態は、本法によって規定された手続により国家特許庁が許可した特許である。

### 第2条 特許性のある発明

発明は、新規で、進歩性を有し、更に産業上の利用可能性を有するものであれば、全ての技術分野の発明に対して特許を取得することができる。

次に示すものは、発明とみなされない。

- (1) 発見，科学理論及び数学的方法
- (2) 製品の意匠
- (3) 遊戯，知的活動又は経済的活動のための計画，規則及び方法，並びにコンピュータ・プログラム，及び
- (4) 情報の提供
- (5) 人体又はその要素であって，遺伝子の配列又は部分的配列を含み，形成及び発生の様々な段階におけるもの。この規定は，人体から取り出した又はその他技術的方法で生産された要素には適用されず，更に遺伝子の配列又は部分的配列には，これら要素の構造が生得の要素の構造と同一である場合でも，適用されない。

特許は，次のものには付与されない。

- (1) 人体若しくは動物の体を対象とする外科的処置又は治療による処置方法，及び人体若しくは動物の体に対して行われる診断及び予防方法。この規定は，発明の対象が前記の方法のために利用される器具又は物質である場合は適用されない。
- (2) 植物若しくは動物の品種，又は植物若しくは動物を生産するための本質的に生物学的な方法。この規定は，植物若しくは動物を生産するための微生物学的方法又はその方法による製品には適用されず，更に，発明の技術的实施が具体的な植物若しくは動物の品種に限定されていない場合は，植物若しくは動物には適用されない。
- (3) その商業利用が公共利益，公衆道徳及び人間性に反する発明。特許付与を拒絶する決定は，当該発明の利用が単に法律その他の法令で禁止されていることのみを理由としてはならない。

第3段落(3)を基礎として，次の事項は，特に特許を受けることができない。

- (1) 人間をクローン化する方法
- (2) 人間の生殖細胞系の遺伝子的同一性を変更する方法
- (3) 人間の胚細胞の工業的又は商業的目的での使用
- (4) 動物の遺伝子的同一性を変更する方法であって，人間又は動物にとって実質的な医学的恩恵がなく動物に苦痛を与える可能性があるもの，及び当該方法から発生する動物生物学的材料から成る若しくは生物学的材料を含む製品に関する，又は生物学的材料を生産，加工若しくは使用する方法に関する発明は，特許を受けられるものとして認めることができる。自然環境から取り出され，又は技術的方法で生産される生物学的材料は，それが以前に自然に発生したものであっても，発明の主題とすることができる。

発明の対象が方法である場合は，特許保護は，当該方法により作られる製品についても付与される。

### 第3条 発明の新規性

発明は、技術水準の一部となっていない場合は、新規であるものとみなす。

技術水準は、当該特許出願日前に又は優先権が主張されている場合は当該優先日前に、リトアニア共和国国内若しくは外国において公開されたもの、又は公然実施されていたものの全てを含むものである。

ある発明が技術水準になっていない場合であっても、当該発明が先の出願日を有する他人の特許出願に記載されており、かつ、同日以降に当該発明が技術水準になっていることを国家特許庁が発行する公報において公開された場合は、当該発明は新規とみなさない。

### 第4条 進歩性

発明が、技術水準からみて、当該技術の熟練者にとって自明でない場合は、当該発明は進歩性を有するとみなされる。

技術水準が第3条第3段落の意味の範囲内の書類をも含む場合は、当該書類は、進歩性があったか否かの決定において考慮しないものとする。

### 第5条 産業上の利用可能性

発明の対象を、工業、農業、健康保護及びその他の分野において製造し又は使用することができる場合は、当該発明は、産業上の利用可能性を有するとみなされる。

### 第6条 猶予期間

情報が当該特許出願日前6月以内に開示されたものであり、かつ、その情報開示が次に該当する場合は、当該開示された情報は、その発明の特許性に何らの影響も与えるものではない。

(1) 発明者又はその権原承継人の不利になるよう濫用することに利害を有する者による開示の場合

(2) 発明者又はその権原承継人が1928年11月22日にパリにおいて締結された国際博覧会に関する条約に従った公式又は公認の博覧会において自己の発明を展示した場合

当該発明者又はその権原承継人が、第1段落に規定されている猶予期間を利用したい場合は、その者が当該猶予期間の権利を有していることを証明する義務を負う。

### 第7条 特許を受ける権利

特許を受ける権利は、発明者若しくはその権原承継人、又は発明が職務発明の場合は、使用者に帰属する。該当する業務に融資する依頼人との間の契約に基づいて学術研究、設計、建設工事及びその他の創造型の業務を行う企業、機関又は組織において発明が行われる場合は、発明の特許を受ける権利は、当該契約によって確定される。使用者が特許を受ける権利の取得を放棄する場合、又はその権利を行使することを4月以内に発明者に通知しない場合は、当該特許を受ける権利は、発明者へ移される。共同発明者は、別に契約がある場合を除き、当該特許に関して等しく権利を有する。

複数の発明者が、互いに独立して同一の発明を完成させた場合は、当該発明についての特許を受ける権利は、当該特許出願が取り下げられない限り又は取り下げられたとみなされない限り、当該発明に関して、国家特許庁に対する出願日が最も早い特許出願又は最も早い優先権日を有する発明者に帰属する。

## 第8条 職務発明

職務発明は、次の発明である。

- (1) 発明活動を規定する雇用契約の履行中になされた発明
- (2) 具体的な任命に基づいて、設計、建設、学術研究又は技術の創造の過程でなされた発明
- (3) 企業、機関又は組織によって蓄積された経験、若しくはその技術及び装置を利用してなされた発明

職務発明をなした従業者は、使用者に対し、書面により、遅滞なく通知しなければならない。

使用者及び従業者は、特許出願を行う前に、その発明の要旨を開示してはならない。

職務発明の特許出願は、企業、機関又は組織の名義で国家特許庁へ出願する。

職務発明の特許が付与された後、使用者は、発明者に対して報酬を支払わなければならない。

報酬の額は、当該発明の経済的価値及び当該発明の実施から使用者にもたらされる利益を考慮して決定される。報酬及びその支払の条件は、使用者と従業者との間で締結される報酬契約において定められるものとし、その契約は、特許付与から6月以内、若しくは当該発明の実施が特許付与の前である場合は、その発明の実施の開始から1年以内に締結されなければならない。

発明をすることが雇用契約に規定され、かつ、合意による増額給与が発明行為に対して支払われており又は支払われる場合は、報酬は、支払われない。

両者間での合意がない場合は、支払額は、裁判所によって決定される。

職務発明に関する使用者及び従業者の権利と義務は、報酬の支払を除き、特許の効力が失われたとき、又は労使関係の終了から1年後に終了する。

## 第9条 発明者の掲載

特許出願及び特許は、発明者の名称を掲載しなければならない。

国家特許庁が発行する特許出願又は特許に関する全ての刊行物には発明者の名称を掲載しなければならない。

発明者は、その者の名称を掲載しないよう請求する権利を有する。その場合は、当該発明者は、国家特許庁に対して宣言書を提出しなければならない。国家特許庁は、これに基づいて必要な措置を取らなければならない。

## 第2章 特許の付与

### 第10条 特許出願

発明に対して特許の取得を希望する者は、国家特許庁に対して特許出願しなければならない。当該特許出願は、複数の法人若しくは複数の自然人、又は法人と自然人の双方が出願することができる。

特許出願は、代理人を通してすることができるが、代理人の名称は、第3段落に規定する場合を除き、リトアニア共和国特許弁理士名簿に登録されていなければならない。

居所又は本社、登記された支社又は代理店をリトアニア共和国、欧州経済地域のその他の国又は欧州特許条約加盟国の1に有する出願人は、法令により規定された手続に従って授権された従業者に代理させることができる。

居所又は本社、登記された支社又は代理店の何れをも、リトアニア共和国、欧州経済地域のその他の国又は欧州特許条約加盟国の1に有していない外国の自然人及び法人は、リトアニア共和国特許弁理士名簿に名称が登録されているリトアニア共和国特許弁理士を通して、国家特許庁に特許出願しなければならない。国家特許庁審判部における代理をも含め、国家特許庁での特許付与に関する全ての手続をしなければならない。

### 第11条 特許出願書類

特許出願書類は、次のものを含んでいなければならない。

- (1) 特許付与を求める願書
- (2) 発明の説明
- (3) 1以上のクレーム
- (4) 必要な場合は、当該発明の要旨を理解するために必要な図面
- (5) 要約
- (6) 手数料の納付を確認するための書類
- (7) 特許出願する権利を確認するための書類(当該特許出願が発明者自身によってされない場合)及び発明の発明者であることの宣言書
- (8) 生物学的材料の寄託を確認する書類(必要な場合)

特許付与願書はリトアニア語で提出しなければならない。その他の書類もリトアニア語若しくは国家特許庁によって指定されたその他の言語によって提出しなければならない。特許出願書類を構成する何れかの書類を前記以外の言語により提出した場合は、その書類のリトアニア語への翻訳文を提出しなければならない。特許出願を構成する書類の翻訳文は、出願人が当該特許出願の日から3月以内に国家特許庁に提出しなければならない。

第1段落(2)から(8)までにいう特許出願書類を構成する書類であって、リトアニア語以外の言語で提出されたものの翻訳文は、別異の事実が証明されない限り、原文と一致するものとみなされる。

### 第12条 特許出願日

特許出願日は、次の書類が国家特許庁によって受領された日である。

- －特許付与を求める願書
- －クレームを含んだ、発明の説明

－当該発明の要部を理解するために必要な場合は、図面

－手数料の納付を確認するための書類

出願人が、第1段落において特定されている全ての書類を提出しなかった場合は、当該特許出願は、されなかったものとして処理される。

### 第13条 開示

明細書は、当該発明について、当該技術の熟練者がその発明を実施することができるように十分に完全かつ明確な言葉を用いて、開示しなければならない。

特許出願が生物学的材料の使用を含み又は生物学的材料に関する発明についてなされ、その生物学的材料が公衆の利用に供することができるものでなく、また、当該技術の熟練者によるその発明の実施を可能とするような方法で説明することができるものでない場合は、その発明の説明は不適切なものとみなされる。この規定は、特許出願がなされた日以前に生物学的材料が寄託機関に寄託されている場合は、適用されない。

### 第14条 クレーム

特許出願は、1以上のクレームを含んでいなければならない。10を越えるクレームのそれぞれに対して追加手数料を納付する必要がある。

クレームは、法的保護の範囲を規定するものである。

全てのクレームは、明確かつ簡潔に記載しなければならない。

クレームは、国家特許庁により規定された様式で作成しなければならない。

### 第15条 要約

要約は、単に当該発明に関する技術情報として利用するものであり、国家特許庁により規定された様式で作成しなければならない。要約は、当該特許の保護範囲を決定するに際して考慮されない。

### 第16条 発明の単一性

特許出願は、1の発明のみに関連するか、又は単一の包括的発明概念を構成するように関連付けられた一群の発明に関連するようにして行わなければならない。

特許出願が、前記の発明の単一性の要件に合致しない場合でも、当該特許の無効理由にはならない。

### 第17条 出願の分割

発明の単一性の要件を遵守していない出願人は、自己の特許出願を2以上の出願に分割することを要求される(分割出願)。出願人は、自発的に、自己の特許出願を2以上の出願に分割することができる。

何れの分離した特許出願においても、その発明の要旨は、原特許出願における要旨を超えて開示してはならない。

原特許出願の出願日、又は優先権を主張している場合は、当該原特許出願の優先日がそれぞれの分離した特許出願に適用される。

原特許出願に関して国家特許庁に提出した優先権書類及び要件とされる翻訳文は、全ての分



割出願に関して提出したとみなされる。

### 第18条 優先権

特許出願する場合は、出願人は、工業所有権の保護に関するパリ条約に従って、外国において先に出願した1若しくは複数の国内出願又は国際出願について、当該各特許出願の出願日及び出願国を特定して、その優先権を主張する宣言書を提出することができる。

国家特許庁は、優先権を主張する出願人に対して、当該特許出願の出願日から3月以内に先に出願した特許出願の写しとそのリトアニア語の翻訳文を提出することを要求することができる。

第2段落の要件が満たされていないと判断した場合は、国家特許庁は、出願人に対して当該要件を満たすよう要求することができる。当該要件が満たされない場合は、優先権を主張する旨の宣言書は、提出されなかったとみなされる。

### 第19条 審査

国家特許庁は、特許出願の審査を行い、当該出願が第2条第2段落及び第3段落、第11条、第13条第2段落及び第3段落、並びに第14条及び第18条に規定された各要件に従っているか否かを決定する。

国家特許庁は、当該出願が第1段落に規定された各要件を満たしていないと判断した場合は、出願人に対して、国家特許庁が定める期間内に各要件を満たすよう求める。出願人が、その求めに応じなかった場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。

国家特許庁は、第2条第2段落、第3段落及び(又は)第4段落に規定された理由で発明が特許を受けられないものであると決定したときは、特許付与の拒絶を決定する。

### 第20条 出願の補正又は訂正、出願の取下

出願人は、特許出願が国家特許庁に係属している間は、その出願を訂正又は補正する権利を有する。

補正又は訂正に際し、出願された内容での特許出願に開示された事項の範囲を越える補正又は訂正は認められない。

出願人は、当該特許出願が国家特許庁に係属している間はいつでもその出願を取り下げる権利を有する。

### 第21条 特許出願の公開

国家特許庁は、出願人により出願された内容での特許出願を出願日から又は優先権が主張されている場合は当該優先日から、18月後に公開しなければならない。出願人が国家特許庁に対して、自己の特許出願を早期に公開することを書面により請求した場合は、国家特許庁は、これに従って当該特許出願を公開するが、当該特許出願の出願日後6月以内は公開しない。特許出願が出願日又は優先日から17月以内に取り下げられたか、取り下げられたとみなされたか、又は発明が法令に規定された方法で秘密にされた場合は、当該特許出願は公開されない。

公開された特許出願には、その公開の日から当該特許出願が特許される日までの間、仮の法的保護が与えられる。

公開された特許出願が後に取り下げられたか、又は他人から係争を提起された場合は、当該特許出願に対しては第3段落に規定された仮の法的保護は与えられなかったものとみなされる。

発明が法令により規定された方法及び理由で秘密にされた後は、発明者は、国家秘密機関と発明者の間の契約に従って、補償の支払を受ける。

発明が法令により規定された方法及び理由で秘密解除された後は、当該発明の詳細事項は、国家特許庁の公報において公開しなければならない。

## 第22条 特許付与

特許出願が本法の要件を満たしており、取り下げられていないか又は取り下げられているとみなされない場合は、国家特許庁は、所定の手数料が出願人から納付された後、6月以内に特許を付与する。

特許を付与する決定に際し、国家特許庁は、特許付与の通知を公報において公告しなければならない。

特許書類の様式及び記録される詳細事項の数は国家特許庁が決定する。

特許証は、1通のみ付与する。複数の出願人が存在する場合は、他に合意がある場合を除き、特許証は、願書における筆頭出願人の名称で付与する。

## 第23条 特許登録簿

国家特許庁は、リトアニア共和国特許登録簿を維持しなければならない。当該特許登録簿において、各特許は、その付与順に連続した番号が与えられる。

特許の詳細事項のほか、特許に対する訂正に関する詳細事項及び特許付与、実施、及び保護に関するその他の詳細事項は、リトアニア共和国特許登録簿に記入しなければならない。

リトアニア共和国特許登録簿における記入事項の抄本は、何人に対しても、その者の請求があり、かつ、所定の手数料の納付があったときは、国家特許庁がこれを提供する。当該特許登録簿の抄本は、公式書類として認められる。

## 第24条 特許出願ファイルの閲覧

特許出願が公開された後は、当該特許に利害のある者は何人も、当該特許出願を閲覧することができる。公開前における当該特許出願の閲覧は、当該特許の出願人の書面による同意がある場合に限り認められる。

特許出願が、公開前に第20条第3段落により取り下げられた場合は、当該特許出願に対する閲覧は、当該特許出願を取り下げた者の書面による同意がある場合に限り認められる。

秘密にされた発明の閲覧は、法令に規定された方法によるものとする。

特許出願が、第13条第2段落の生物学的材料の寄託を確認する書類の添付がある場合は、生物学的材料の試料へのアクセスは、特許出願の公開後に、利害のある者は何人もすることができる。ただし、出願人の請求がある場合は、独立の専門家に限りアクセスすることができる。特許が付与された後は、特許の取消又は消滅に拘らず、生物学的材料の試料へのアクセスは、利害のある何人もすることができる。

特許出願が取り下げられた又は取り下げられたとみなされる場合は、出願人の請求があれば、生物学的材料の試料へのアクセスは、特許出願日から20年間は、独立の専門家に限られる。

## 第 25 条 紛争の解決

特許出願の出願日又は優先日，審査における結論及び特許付与の拒絶に関して，特許が付与される前に出願人と国家特許庁の審査官との間で紛争が生じた場合は，当該紛争は，国家特許庁審判部で解決される。出願人又はその代理人は，審判部における聴聞に参加する権利を有する。

### 第3章 特許の効力

#### 第26条 特許所有者の権利

特許の主題が製品である場合は、特許所有者は、第三者が特許所有者の同意なしにその製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し、輸入し又は輸出する行為を禁止する排他権を有する。

特許の主題が方法である場合は、特許所有者は、第三者が特許所有者の同意なしにその方法を実施する行為及びその方法から直接取得された製品を使用し、販売の申出をし、販売し、輸入し又は輸出する行為を禁止する排他権を有する。

特許所有者は、次に規定される場合は、第三者の第1段落及び第2段落にいう行為を禁止する権利を有さない。

(1) 対象となる行為が個人的に又は非営利目的でなされ、特許所有者の経済的利益に重大な損害を与えるものでない場合

(2) 対象となる行為が実験の目的か又は学術研究のためになされ、これが特許の通常の利用と抵触せず、特許所有者の法的利益を不当に害さない場合

(3) 対象となる行為が個々の事例に応じて薬局にて薬を調合することであり、これが医師の処方箋に基づいているか又はそのように処方された薬の用法が指示されている場合

特許所有者は、特許発明の本質的な要部を供給することや供給の申出を行うことが第1段落及び第2段落に規定された行為を実施するために必要である場合は、全ての第三者に対して当該供給又は供給の申出を行うことを禁止する権利を有する。ただし、これらの要部が経済活動において周知のものである場合は除外される。

農業用途のための植物繁殖材料の農業者に対する販売又はその他の商品化であって、特許所有者による又はその承諾によるものは、繁殖又は増殖のために収穫物を農業者が自己の農場で自己により使用することの許可を黙示する。この例外の範囲と条件は、共同体植物品種権に関する1994年7月27日の理事会規則(EC)No. 2100/94第14条により規定する。

種畜又はその他の動物再生材料の農業者に対する販売又はその他の商品化であって、特許所有者による又はその承諾によるものは、農業目的のために農業者が保護された種畜を使用することの許可を黙示する。これには、種畜又はその他の動物再生材料を農業者の農業活動を遂行する目的のために利用することができるようにすることを含むが、商業上の再生活動の範疇の又はその目的のための販売は含まない。

第6段落に規定する例外の範囲と条件は、法令により決定することができる。

特許出願に関する権利及び特許自体は承継可能である。国家がこれらの権利を承継することはできない。

#### 第27条 特許存続期間及び維持年金

特許の存続期間は、特許出願の出願日から20年である。

特許は、年金を納付することにより維持される。

第1回目の年金は、特許発効後第3年目に納付しなければならない。

各年の年金は、特許が存続する当該年の最後の2月以内に納付しなければならない。

当該年金を50%増にすることによって、第4段落に規定される年金納付期限経過後でも、6月以内であれば、当該年金を有効に納付することができる。

## 第 27-1 条 補充的保護証明書

法的保護が次の事項に付与される場合は、補充的保護証明書(以下「証明書」という)を、5年以下の期間、特許所有者又はその権原承継人に付与することができる。

- (1) 薬品の有効成分
- (2) 植物保護製品の有効物質

当該証明書は、特許所有者又はその権原承継人が国家特許庁にこれを申請する場合に付与する。当該申請には、次の書類を含めなければならない。

- (1) 証明書を求める願書
- (2) 当該薬品又は植物保護製品の市場化に対する原認可書の写し
- (3) 所定の手数料を納付したことを確認する書類

当該証明書は、国家特許庁に特許の期間満了前に申請しなければならないが、この申請は、当該薬品又は植物保護製品の市場化の認可付与の日後6月以内若しくは特許が当該認可より遅く付与された場合は特許付与日後6月以内とする。国家特許庁は、当該申請書類に適用する要件、申請審査手続、証明書の付与及びその効力について規定を設ける。証明書の申請、付与及び期間満了についての情報は、国家特許庁により公報において公告される。証明書の付与及び期間についての情報は、リトアニア共和国特許登録簿に記録される。

付与する証明書は、特許の適法期間の終了時から効力を有し、特許出願がされた日と当該薬品又は植物保護製品の市場化認可日との間に経過したのと同等の期間から5年を差し引いた期間に亘り有効とする。ただし、この証明書が発効する日から5年以内とする。この証明書の期間は、規定の年金納付を条件とする。

この証明書は、その所有者又はその権原承継人に、本法により規定された全ての権利、義務及び制限事項を付与する。

この証明書により付与される法的保護は、当該対応する薬品又は植物保護製品の市場化が認可されて適用の対象となった薬品又は植物保護製品のものに及ぶものであり、特許により与えられる法的保護の範囲内でなければならない。

## 第 28 条 法的保護の範囲及びクレームの解釈

特許によって与えられる法的保護の範囲は、クレームにより決定される。説明及び図面は、クレームの解釈に使用することができる。

クレームは、当該クレームに記載された全ての要素のみならず、これらの均等物も含まれるものとみなされる。

次に記載される場合の要素は、クレームに記載された要素に対する均等物と考えられる。

—当該要素が、クレームに記載された要素と、実質的に同じ方法において、実質的にそれと同じ機能を達成し、かつ、実質的に同じ効果を達成する場合

—クレームに記載された要素により達成されるのと同じ効果が、これと均等な要素により達成することができることが、当該技術の熟練者に自明である場合

国家特許庁は、当該特許が付与される前に又は当該特許の有効期間中に、特許出願人又は特許所有者が提出したクレームを限定する全ての主張を考慮に入れなければならない。

特許の説明中に当該発明の実施態様を示す実施例若しくは当該発明の機能又は効果の実施例が含まれている場合は、当該クレームは前記各実施例に限定されるものと解釈されるべきではない。

## 第 28-1 条 生物工学的発明の法的保護の範囲

具体的な特徴を有する生物学的材料に関する特許により付与される法的保護は、当該生物学的材料から繁殖又は増殖により派生した、同一の又は分化した形態で、かつ、これらと同一の特徴を有する如何なる生物学的材料にも及ぶ。

生物学的材料が具体的な特徴を有して生産されることを可能にする方法に関する特許により付与される法的保護は、当該方法を通じて直接取得された生物学的材料に及び、また、その直接取得された生物学的材料から繁殖又は増殖により派生した、同一の又は分化した形態で、かつ、これらと同一の特徴を有するその他の如何なる生物学的材料にも及ぶ。

遺伝情報を含む又は遺伝情報から構成される製品に関する特許により付与される法的保護は、その製品が一体化されており、その中に遺伝情報が含まれ、その中で遺伝情報が機能する全ての材料に及ぶ。これには人体又はその要素は除かれるが、自然環境における様々な形成及び発生段階の遺伝子の配列又は部分的配列が含まれる。

第 1 段落、第 2 段落及び第 3 段落という法的保護は、繁殖又は増殖を行うことが生物学的材料を市場に出した適用目的の当然の帰結である場合は、特許所有者により又はその承諾を得てリトアニア共和国の市場に出された生物学的材料の繁殖又は増殖から取得された生物学的材料には及ばない。ただし、取得された材料が、その後は繁殖又は増殖に使用されない場合に限られる。

## 第 29 条 先使用权

自然人及び法人は、当該特許の出願日前に又は優先権が主張されている場合は当該特許出願の優先日前に、善意により当該特許出願に係る発明を実施していたか、又は当該特許出願に係る発明を実施するために実際上の又は真摯な準備をしていた場合は、当該特許所有者の意志を考慮することなく、当該実施を継続する権利、又は当該発明を当該準備に際して意図していたとおりに実施する権利を有する。

先使用权は、事業若しくは事業活動又は事業若しくは事業活動のうち当該発明が実施され若しくはその実施のための準備が行われた部分と共にのみ移転することができる。

## 第 30 条 外国の輸送手段に関する特許所有者の権利

次に該当する場合は、特許所有者の権利を侵害するものとはみなさない。

(1) 一時的に又は偶発的にリトアニア共和国の領海内に入った全ての外国の船舶上における当該特許の主題を構成する手段を使用する行為であって、当該手段が専ら当該船舶の必要から使用されるものである場合

(2) 一時的に若しくは偶発的にリトアニア共和国国内に入った外国の航空機、陸上車両内の構造体における、当該特許の主題を構成する手段を使用する行為又は当該手段を利用する行為、及びこれらの補助構成機器における当該手段の使用の場合

## 第4章 所有権の変更

### 第31条 特許出願又は特許の所有権の変更

特許出願又は特許の譲渡に関する全ての契約は、書面によるものでなければならない。  
特許出願又は特許の所有権に関する全ての変更は、手数料を納付して、国家特許庁に記録しなければならない。特許を受ける権利又は特許出願に関する権利は、これらに関する国家特許庁への登録の日に取得される。国家特許庁は、所有権の変更に関する情報を公報において公告しなければならない。

### 第32条 特許出願又は特許の裁判による譲渡

特許出願又は特許においてクレームされている発明の主要な要素が、ある者によって創作されたものであって、当該特許出願人又は特許所有者によって創作されたものではない場合は、その者は、当該特許出願又は特許をその者に譲渡する旨の命令を出すよう、裁判所に請求することができる。

### 第33条 特許出願又は特許の共同所有権の変更

特許出願又は特許は、複数の特許出願人又は複数の特許共有者に共同で帰属させることができる。

共同出願人の各々は、他の共同出願人の同意を得ることなしに独立して、当該特許出願における自己の持分を承継により譲渡することができる。ただし、共同出願人は、共同して行う場合にのみ、当該特許出願を取り下げ、又は第三者とライセンス契約を締結することができる。

特許共有者の各々は、他の共有者の同意を得ることなしに独立して、当該特許における自己の持分を承継により譲渡若しくは移転すること、又は特許侵害に対する裁判所手続を開始することができる。

共有者は、共同して行う場合にのみ、当該特許を放棄すること、又は第三者とライセンス契約を締結することができる。

第2段落及び第3段落の規定は、共同特許出願人又は特許共有者の間に別段の契約が存在しない場合にのみ適用可能である。

## 第5章 ライセンス契約，実施許諾用意

### 第34条 ライセンス契約

ライセンス契約は，これによって，一方の当事者(実施許諾者)が他の当事者(実施権者)に対して第26条にいう何れかの行為を実施することを許諾する契約をいう。

ライセンス契約は書面によるものでなければならない。口頭のライセンス契約は無効である。ライセンス契約は，所定の手数料を納付して，リトアニア共和国特許登録簿に記録されなければならない。また，当該ライセンス契約は，当該記録の日から有効となる。

### 第35条 実施権者の権利

実施許諾者によって実施権者に与えられた権利は，当該ライセンス契約に別段の規定がない場合は，何らの制約もなしに，リトアニア共和国の全領域に亘り，かつ，当該発明の何らかの利用による，第26条にいう全ての行為を実施することに及ぶものである。

ライセンス契約に別段の規定がない場合は，実施権者は，第三者に対して第26条にいう何れの行為も実施することを許諾することができない。

### 第36条 実施許諾者の権利

ライセンス契約に別段の規定がない場合は，実施許諾者は，第三者に対して第26条にいう何れの行為も実施することを許諾することができ，また，自らもそれらを実施することができる。

当該ライセンス契約に，当該ライセンスが排他的であるとの規定がある場合は，実施許諾者は，第三者に対して第26条にいう何れの行為も実施することを許諾してはならず，また，自らそれらを実施することもできない。

### 第37条 実施許諾用意

特許所有者は，適正な対価の支払を条件に，何人にも，実施権者として当該特許発明を実施することを許諾する用意があることの陳述書を国家特許庁に提出することができる。その場合は，当該特許の年金は50%を低減される。

特許所有者によって既に許諾された同一発明に関する排他的ライセンス契約がリトアニア共和国特許登録簿に記録されている限り，国家特許庁は，前記陳述書の受理を拒否しなければならない。

特許所有者は，国家特許庁に対して書面で通知することによりいつでも当該陳述書を取り下げることができる。ただし，その前に国家特許庁に対して，何人も，書面により当該発明の実施の意思を通知していないことを条件とする。

当該実施許諾用意の利用を希望する者は何人も，陳述書を国家特許庁に提出し，これによって実施権者として当該発明を実施する権原を取得する。前記により得られたライセンスは何れも非排他的ライセンスとして取り扱われる。

当該実施許諾用意の利用を希望する何人かからの陳述書を受領したときは，国家特許庁は，当該陳述書が取り下げられない限り，同一の発明に関して許諾された排他的ライセンスをリトアニア共和国特許登録簿に記録することができない。



## 第6章 強制ライセンス

### 第38条 発明が保護された植物品種に関係するときの強制クロスライセンス

育成者が先の特許を侵害することなく植物品種の権利を取得又は利用することができない場合は、特許により保護された発明の非排他的実施の強制ライセンスを、保護されている植物品種の利用のためにそのライセンスを必要とする程度で申請することができる。ただし、これには適切なロイヤルティの支払を条件とする。当該ライセンスが付与される場合は、特許所有者は保護された品種を使用するクロスライセンスを相応の条件で得ることができる。

生物工学的発明に関する特許の所有者が、特許を先の植物品種の権利を侵害することなく実施することができない場合は、当該権利により保護されている植物品種の非排他的使用の強制ライセンスを申請することができる。ただし、これには適切なロイヤルティの支払を条件とする。当該ライセンスが付与される場合は、品種の権利の所有者は、保護された発明を実施するクロスライセンスを相応の条件で得ることができる。

第1段落及び第2段落にいうライセンスの申請人は、次のことを実証しなければならない。

(1) 生物工学的発明の特許所有者又は植物品種の権利の所有者に対して、契約ライセンスを受けるために申請したが、受けることができなかったこと

(2) その植物品種又は生物工学的発明が、特許においてクレームされた発明又は保護された植物品種に比べて顕著な経済的利益をもたらす有意の技術的進歩を構成すること

裁判所は、第1段落及び第2段落にいうライセンスの付与、ロイヤルティの額、並びに強制ライセンスのその他の条件及び範囲に関する決定をする。強制ライセンス付与の状況が変わり又は消滅する場合は、裁判所は、生物工学的発明の特許所有者又は植物品種の権利の所有者の請求により強制ライセンスを取り消すか、又はその条件を変更することができる。

保護される植物品種の一覧及びリトアニア共和国特許登録簿を維持管理する庁は、第1段落及び第2段落にいうライセンスの法令に規定された方法による登録についての責任を有する。植物品種のライセンスが共同体植物品種庁によってのみ付与することができる場合は、共同体植物品種権に関する1994年7月27日の理事会規則(EC)No. 2100/94第29条が適用される。

### 第38-1条 医薬品についての強制ライセンス

政府により授権された所轄機関は、公衆衛生問題を抱える国への輸出用医薬品の製造に関する特許の強制ライセンスについての、2006年5月17日欧州議会及び理事会規則(EC)No. 816/2006に従って、強制ライセンスを付与することができる。

### 第39条 リトアニア共和国政府の許可による発明の利用

リトアニア共和国政府は、次の場合は、特許所有者の承諾がない場合でも、国家又は地方政府機関、自然人又は法人に、リトアニア共和国の領域において特許発明を市場化することを許可する決定を採用することができる。

(1) 特許により保護された発明が公衆の必要性、国家安全保障、公共衛生保護、経済の重要な分野に関係している場合

(2) 裁判所が、特許所有者又は実施権者が用いる発明の利用の方法が反競争的であると決定する場合

発明は、当該決定が採用された目的のためにのみ利用することができる。特許所有者は、そ

の発明の経済的価値を考慮して発明の利用に対する公正な対価を受けなければならない。  
特許所有者又は発明を実施する許可を有する者が請求する場合は、リトアニア共和国政府は、これらの者の理由を考慮して、特許発明の実施条件及び許可の有効期限を変更することができる。

先に特許された発明を改善する特許(第2発明)の所有者に特許発明の実施を許可する場合において、これが第1特許の所有者の排他権を侵害する虞があるときは、リトアニア共和国政府は、その決定をする前に、次の追加条件を考慮しなければならない。

(1) 第2特許でクレームされている発明は、第1特許でクレームされている発明に関連する顕著な経済的意義を有する重要な技術的進展を有していること

(2) 第1特許の所有者は、第2特許においてクレームされた発明を実施するクロスライセンス(相互に特許発明を実施する許可)を得ることができること

(3) 第1特許について許可された実施は、第2特許と共にするのでなければ、譲渡することができないこと

特許発明の実施の許諾に至った状況が存在しなくなった場合、若しくは国家又は地方政府機関、自然人又は法人が、決定された目的以外の目的で特許発明を実施する場合は、リトアニア共和国政府は、当該決定を無効と宣言することができる。

発明を利用する許可は非排他的でなければならない。すなわち、特許の所有者は特許発明を自身で実施する権利を失わず、また、特許所有者が特許発明の実施についてのライセンス契約を締結すること、及び特許発明を更に利用すること又はその自己の権利を他の方法で行使することを禁止していないものとする。

特許発明を実施する許可は、移転することができない。ただし、特許発明を実施する事業体(又はその一部)が法律により規定される方法で移転される場合を除く。

特許発明を実施する許可の請求に添付すべきものとして、この許可を求める者が特許発明の実施の許可を特許所有者に請求したが、この許可を受領していないことを確認する証拠が必要である。この規定は、国家緊急時若しくはその他の緊急を要する事態の場合又は特許発明の公共の非営利実施の場合は、適用されない。特許所有者は、特許発明の実施の許可に関して策定中の決定について、及び第1段落(1)に規定する目的で特許発明の実施する意思について、書面で通知を受けるものとする。

特許所有者の同意のない特許発明の実施の許可についてのリトアニア共和国政府の決定は、法律に規定する方法で上訴することができる。

発明を実施する許可に関するリトアニア共和国政府の決定を受領したときは、国家特許庁は、この許可についての情報を公報の次号において公告しなければならない。

## 第7章 紛争の解決，権利の行使

### 第40条 発明の法的保護に関する紛争の管轄機関

発明についての特許の取得及びその実施に関する紛争は，次の機関により解決される。

(1) 特許付与前における，発明の特許化に関する全ての紛争は，国家特許庁審判部

(2) 次の紛争に関してはビリニユス地方裁判所の管轄となる。

- －国家特許庁審判部の決定
- －他人への特許出願又は特許所有権の譲渡
- －特許の全体又は一部の無効
- －仮保護の権利が付与されている特許出願の侵害
- －付与された特許の侵害
- －特許非侵害の宣言
- －第38条にいうライセンスの付与，取消及び条件の変更
- －特許の取消

特許発明を実施する許可の付与，政府許可による特許発明の実施についての条件の変更，当該特許実施についての特許発明所有者への対価の確定及び当該許可の取消に関するリトアニア共和国政府の決定に係る紛争は，法律に規定される方法で解決される。

### 第41条 権利の行使

出願人，特許所有者又はこれらの権原承継人は，自らの権利を行使するに際し，また，排他的ライセンスの実施権者は，自らに付与された権利を行使するに際し，法の定める手続に従って裁判所に申請を行い，次を求める権原を有する。

- (1) 権利の承認
- (2) 侵害行為の継続を停止させることを意図した差止命令
- (3) 権利を現に侵害する又は損害をもたらす虞のある行為を実行することの禁止
- (4) 逸失収益及びその他の被った経費を含む実質的損害に対する補償
- (5) 本法及び他の法律に定めるその他の救済の適用

侵害行為の継続を禁止することを意図した差止命令，及び権利を現に侵害する又は損害をもたらす虞のある行為を妨げることを意図した差止命令を確実に行使できるように，裁判所は，第1段落にいう者の請求があったときは，侵害者に対し，損害発生の場合の補償を確保するための適切な保証金の供託を命じることができる。

本法により確立された権利の侵害に関して，侵害行為の継続を停止させることを意図した差止命令の又は第41-4条に定める矯正措置の適用対象である者の行為に如何なる過失もない場合は，裁判所は，この者の請求により，この者に被害者に対する金銭的補償を支払うよう命じることができる。ただし，本項にいう措置の執行がこの者に不釣り合いな損害をもたらす虞があること，及び被害者に対する金銭的補償が合理的かつ十分なものと思われることを条件とする。

第1段落にいう者は，自らの権利を行使するに際し，媒介者であって，その者のサービスが第三者により本法で確立された権利を侵害するのに使用された者を相手として，裁判所に差止命令を申請する権原を有する。当該差止命令は，本法により確立された権利の侵害に係る情報伝達の停止若しくは媒介者が技術的に実行可能である場合は，前記権利を侵害する

情報の削除，又はこれらの権利を侵害する情報を取得することの禁止を含む。そのような司法決定の遵守は，媒介者に対し，当該情報の保持又は伝達に関する行為又は無為であって，当該決定が有効になる前の状況のものについての責任を免除するものではない。

特許の主題が製品を得る方法であり，かつ，被告が得た製品が特許方法により得られる製品と同一である場合，又は同一の製品が特許を侵害することにより製造されたと信じるに足りる根拠があり，かつ，申請人が実際に使用された方法を決定することができなかつた場合は，被告は，同一の製品を取得する方法が特許方法とは異なることを証明しなければならない。同一製品を取得する方法が特許方法と異なる旨の証拠の提示においては，被告の製造及び事業秘密の保護が確保されなければならない。

#### **第 41-1 条 情報の権利**

本法により確立された権利の侵害に関する事件を審理するに際し，裁判所は，原告の正当な請求に応じて，手続の過程において，当事者に対し，本法により確立された権利を侵害する商品及びサービスの出所及び流通経路に関する情報，特に次の事項を直ちに提供するように命じることができる。

(1) 本法により確立された権利を侵害する商品の生産者，製造者，流通業者，供給者その他前所有者並びに当該商品が向けられた卸売業者及び小売業者の名称及び住所

(2) 本法により確立された権利を侵害する商品について，生産され，製造され，引き渡され，受領され又は発注された量，及び当該商品又はサービスにつけられた又はつけられる筈であった価格に関する情報

本法により確立された権利の侵害者，その他本法により確立された権利を侵害する商品を商業規模で所有していた者，本法により確立された権利を侵害するサービスを商業規模で使用していた者又は第三者が使用して本法により確立された権利を侵害することになったサービスを商業規模で提供していた者，及び本法により確立された権利を侵害する商品の生産，製造若しくは流通に関与し，又は本法により確立された権利を侵害するサービスの提供に関与している旨を前記の者により指摘されていた者は，第 1 段落にいう情報を提供するように命じられることがある。

#### **第 41-2 条 証拠**

合理的に入手でき，自らの主張を支持するに十分な証拠を提示し，かつ，当該主張を裏付けるに当たり，相手当事者の管理下にある証拠を特定した当事者からの申請があったときは，裁判所は，民事訴訟法に定める手続に従って，相手当事者に対し，秘密情報の保護を条件として，当該証拠を提出するように命じることができる。裁判所は，相当数の商品の内の合理的な見本を，本法により確立された権利の侵害の合理的な証拠を構成するものとみなす。

本法により確立された権利の侵害が商業規模で，かつ，第 1 段落に定める条件の下でなされた場合は，裁判所は，民事訴訟法に定める手続に従って，相手当事者に対し，秘密情報の保護を条件として，銀行，財務又は営業関係の書類を提供するように命じることができる。当該証拠が強力な理由なしに，裁判所の定める期限内に提出されなかつた場合，又は証拠の使用が拒否された場合は，裁判所は，提出された証拠に基づいて決定を下す権利を有する。

### 第 41-3 条 証拠保全のための暫定措置及び措置

証拠保全のための暫定措置及び措置の適用は、民事訴訟法及び本法により規制される。本法により確立された権利が侵害されていると疑うに足りる十分な根拠がある場合は、裁判所は、民事訴訟法に定める手続に従って、差し迫った侵害行為を妨げ、速やかに侵害行為を終了させ、また、裁判所の最終決定を執行するのに必要な暫定措置を適用することができる。すなわち、次の事項である。

- (1) 人が本法により確立された権利の差し迫った侵害を犯すのを禁止すること
- (2) 人に対し、本法により確立された権利の侵害を一時的に終了するよう命じること
- (3) 媒介者が第三者にサービスを提供し、第三者が当該サービスを使用すれば本法により確立された権利を侵害することになる場合において、媒介者にこれを禁じること
- (4) 本法により確立された権利の主題の複製及び商品について、それらが本法により確立された権利を侵害していると疑われる場合は、それらを差し押さえ、又はそれらが流通経路に入るのを妨げ若しくは流通経路から除去すること
- (5) 本法により確立された権利を侵害していると疑われる者の財産であって、同人又は第三者が所有するものを、銀行及びその他の信用機関の勘定を含めて、差し押さえること、また、商業規模での侵害の場合は、銀行、財務又は営業関係の書類の提供、又は当該書類の適切な閲覧を命じること
- (6) 民事訴訟法に定めるその他の措置を適用すること

第 2 段落(1)及び(2)にいう暫定措置が適用されているにも拘らず、侵害が行われており、かつ、その侵害が継続している場合は、裁判所は、侵害を犯していると疑われる者に対し、暫定措置を申請した者が損害発生の場合の補償を確保できるための適切な保証金を供託するよう命じることができる。

裁判所は、暫定措置を申請した者に対し、当該人又は暫定措置適用の利益を受ける者が本法により確立された権利の所有者又は使用者であること、及び申請人の権利が侵害されつつあること又は当該侵害が差し迫っていることを十分な確実性をもって裁判所に納得させるために合理的に入手可能な証拠を提供するよう要求することができる。

裁判所は、ある者が、本法により確立された権利が侵害されており、又は正に侵害されようとしている旨の自己の主張を支持するために合理的に入手可能な証拠を提出した場合において、その者からの申請があったときは、秘密情報の保護を条件として、証拠保全のための暫定措置又は措置を適用し、これにより、主張された侵害に関して関連する証拠を保全することができる。これは、すなわち、次の事項である。

- (1) 本法により確立された権利を侵害する商品を詳細に記述し、かつ、差し押さえること、又はそれら商品を単に記述すること
- (2) 本法により確立された権利を侵害する製品、及び該当する場合はこれらの製品の生産及び／又は流通において使用される材料及び器具を差し押さえること
- (3) 民事訴訟法に規定する他の迅速かつ効果的な暫定措置を適用すること

証拠を保全するための暫定措置及び措置は、特に、遅延があれば回収不可能な損害を申請人にもたらす虞がある場合、又は証拠が廃棄される虞が明白である場合は、被告に通知せず又は聴聞を受けさせることなしに、適用することができる。暫定措置が被告に通知せず又は聴聞を受けさせることなしに適用される場合は、被告は、遅滞なく、すなわち、少なくとも当該措置の執行後に、通知を受けなければならない。当事者からの請求があったときは、聴聞

を受ける権利を含めて、暫定措置は、措置適用の通知後の合理的な期間内に、当該措置を変更し、取り消し又は確認しなければならないか否かを決定する目的で、再検討することができる。

証拠保全のための適用された暫定措置又は措置が裁判所により取り消された場合、それらが申請人による何らかの行為又は無為により失効した場合、本法により確立された権利について如何なる侵害もなく、侵害の脅威もない旨を確認する裁判所の決定が効力を生じた場合、又は証拠保全のための暫定措置又は措置を申請した者が裁判所の定める期間内に訴訟を提起しなかった場合は、被告は、当該措置の適用により生じる損害に対する補償を請求する権原を有する。

#### **第 41-4 条 矯正措置**

第 41 条第 1 段落にいう者は、裁判所に申請して、当該人に損害が生じるのを防ぎ、かつ、当該人の権利の保護を保証する(例えば、侵害商品を他の商品に作り直し、又は同様の措置を適用する)ような方法で、製品(商品)を回収し、流通経路から除去するよう請求し、又は本法により確立された権利を侵害していると裁判所が認めた製品(商品)、並びに該当する場合は特定物品の創造又は製造に主として使用される材料及び器具を廃棄するよう請求する権原を有する。

第 1 段落にいう措置は、当該措置を申請した者の他の要件に関係なく、その者の権利の侵害の結果として被った損害に対する補償に適用される。当該措置は、侵害の重大性と適用された措置との間の均衡性及び第三者の正当な利益を相殺すること及び考慮に入れることなく、侵害者の費用負担で実行される。

#### **第 41-5 条 実質的損害の回収**

実質的損害の回収手続は、民法及び本法により規制される。

本法により確立された権利の侵害の結果として被った実際の損害(損失)額を査定するに際し、裁判所は、侵害の実体、負わせられた損害の額、逸失収益の額、発生した経費の額及びその他の重要な事情を考慮に入れる。侵害者が挙げた利益は、第 41 条第 1 段落にいう者の請求により、損失として認められる。本法により確立された権利を侵害する商品は、これら権利の所有者からの請求があったときは、当該所有者に移転することができる。

第 41 条第 1 段落にいう者の逸失収益の額は、発明が適法に使用されていたならば生じていた筈の収益の額(すなわち、発明の適法な使用に対して通常支払われるロイヤルティ)、及び収益を挙げるための条件を定めることになった可能性のある具体的事情(権利の主体により実行された事業、用いられた手段、発明の使用に関する契約書の締結のための交渉等)を考慮して設定される。

本法により確立された権利の侵害を理由として実際に被った損害(損失)の回収の代わりに、第 41 条第 1 段落にいう者は、侵害者が適法に発明を使用していた(すなわち、許可を得ていた)ならば発生した筈の支払を請求することができ、また、侵害が故意に又は重過失により犯された場合は、前記の者は、当該支払額の 2 倍まで請求することができる。

侵害者が、知りながら又は知るに足る合理的な根拠を有しながら、本法により確立された権利を侵害する行為をしたのではない(すなわち、当該人の行為に過失がない)場合は、裁判所は、第 41 条第 1 段落にいう者の請求に基づき、侵害者の挙げた利益の回収を命じることがで

きる。本法により確立された権利を侵害することにより，侵害者が貯えかつ／又は挙げた総額は，侵害者が挙げた利益とみなされる。侵害者が挙げた利益は，権利の主体が侵害者と同様な利益を挙げ得たか否かを問わず，確認され，かつ，回収される。侵害者が挙げた利益を確認するに際し，権利の主体は，侵害者が得た総収入を確認できるような証拠のみを提供しなければならない。侵害者の(経費控除後の)純利益の額は，侵害者がこれを証明しなければならない。

#### **第 41-6 条 司法決定の公表**

本法により確立された権利の侵害に関する決定を行う裁判所は，第 41 条第 1 段落にいう者の請求により，侵害者に対し，マスメディア又はその他の手段により決定の全文又は一部を公表することを含め，採用された決定に関する情報を，自費で公表するよう命じることができる。司法決定又は採用された決定に関する情報は，裁判所による別段の判断がない限り，当該決定の発効後に告示することができる。司法決定の公表の方法及び範囲は，この司法決定において定められる。第 41 条第 1 段落にいう者は，侵害者が，採用された司法決定に関する情報又は採用された司法決定そのものを公表するのに必要な金額を，裁判所が指定する銀行口座に前払いするよう請求することができる。

#### **第 41-7 条 非侵害の宣言**

関係する何人も，裁判手続を提起して，裁判所に対し，自らの行為が所有者に付与された特許の侵害を構成するものでない旨の確認を請求する権利を有する。

関係人が，自らの行為は付与された特許の侵害を構成するものでないことを証明した場合は，裁判所は，非侵害の決定を下す。

特許所有者は，当該手続について，すべての実施権者に通知しなければならない。ライセンス契約に反対の規定がない限り，実施権者は当該手続に参加する権利を有する。

#### **第 42 条 税関監督措置の適用**

欧州連合及びリトアニア共和国の法令により定められる税関監督措置は，本法により確立された権利を侵害する製品(商品)であり，かつ，第三国からリトアニアに輸入され又はリトアニア共和国から第三国へ輸出されるものに対して適用しなければならない。

## 第 8 章 特許の変更, 放棄, 無効

### 第 43 条 特許の変更

特許所有者は, 国家特許庁に対して, 特許により与えられる保護の範囲を制限するために特許を変更することを請求する権利を有する。

特許所有者は, 国家特許庁に対して, 間違い及び誤記を訂正するために特許を変更することを請求する権利を有する。

国家特許庁は, 特許所有者の合法的な請求に応じなければならない。

特許の変更は, 当該変更が特許出願において示された発明の範囲を拡張する虞のある場合は, 認められない。

国家特許庁は, 特許に対する変更を公報において公告しなければならない。

### 第 44 条 放棄

特許所有者は, 国家特許庁に対する書面による宣言により当該特許を放棄することができる。放棄は, 当該特許の 1 以上のクレームのみとすることができる。

国家特許庁は, 放棄を特許登録簿に記録し, かつ, その事実を公報において公告しなければならない。

当該特許の放棄は, 国家特許庁が特許所有者から宣言書を受領した日から有効となる。

### 第 45 条 無効

利害関係人の請求により, 裁判所は, 次に示す理由の 1 に基づいて特許の全体又は一部を無効とすることができる。

(1) 当該発明が, 第 2 条から第 5 条までの意味での特許性を欠いている場合

(2) 当該特許が, 当該技術の熟練者によって実施することができるようには十分に明確かつ完全な方法で当該発明を開示していない場合

(3) 当該特許に含まれている開示が, 出願時に開示されていたものを越えている場合, 又は当該特許が分割出願に関して付与されている場合で, 元の特許出願に開示されていた範囲を越えている場合

(4) 特許所有者が, 第 8 条第 1 段落の意味での当該特許を受ける権利を有していない場合  
当該特許が一部無効と認められた場合は, 当該特許により与えられた権利におけるその対応した部分の限定, クレーム数の削減及び, 説明と図面において対応する部分の補正がなされなければならない。

### 第 46 条 無効の効果

特許は, 裁判所がその全体又はその一部を無効とした範囲については, 当該特許出願の日効力を失ったとみなされる。

特許の全体又はその一部を無効とする裁判所の決定が確定した場合は, 裁判所は, その判決を国家特許庁に送付しなければならない。国家特許庁は, リトアニア共和国特許登録簿に無効に関する詳細事項を記録し, かつ, その事実を公報において公告しなければならない。



## 第9章 国際特許出願

### 第47条 一般規定

国際特許出願は、1970年6月19日にワシントンで締結された特許協力条約(PCT)に基づいて出願された特許出願を意味するものとする。

この章において国際特許出願について述べるときは、PCT及びPCTに基づく規則の条項に言及することである。

PCT、本法及び施行規則の各規定は、国家特許庁が受理官庁、指定官庁又は選択官庁となる国際特許出願に適用する。

### 第48条 国家特許庁が指定官庁若しくは選択官庁となる国際特許出願

国家特許庁が指定官庁又は選択官庁である国際特許出願であって、PCT第21条に基づいて公開された国際特許出願は、第21条第3段落に基づいて、仮の保護を受けることができる。

仮の保護は、当該国際特許出願に開示された発明に関するクレームのリトアニア語への翻訳文が、国家特許庁によって公報において公告された日から有効となる。

国家特許庁が指定官庁又は選択官庁である国際特許出願の出願人が、本法に基づいてリトアニア共和国内で特許を取得したいと望む場合は、その者は、PCT第22条若しくは第39条に基づいて適用される期限までに、当該国際特許出願に関するリトアニア語の翻訳文を提出し、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。

PCT第45条(1)に従ってリトアニア共和国を指定又は選択する国際特許出願は、欧州特許条約のリトアニア共和国における施行日から、欧州特許出願とみなされる。

### 第49条 受理官庁としての国家特許庁に出願された国際特許出願

出願人がリトアニア共和国の居住者又は国民である場合は、国際特許出願は、国家特許庁に出願することができる。

国際特許出願を世界的所有権機関の国際事務局と国際調査機関へ移送するための手数料は、PCT規則第14規則に従って納付しなければならない。

国際特許出願は、国家特許庁によって特定された言語によって出願されなければならない。

## 第 10 章 欧州特許の拡張

### 第 50 条 一般規定

リトアニア共和国へ拡張される欧州特許出願及び欧州特許は、この章の以下に示す規定に従って、リトアニア共和国特許法に基づいて出願された国内出願及び付与された国内特許と同一条件の効果を有し、かつ、制限を受けるものとする。

欧州特許出願は、1973 年 10 月 5 日にミュンヘンで締結された欧州特許条約に基づいて出願された欧州特許を求める出願であり、同時に 1970 年 6 月 19 日にワシントンで締結された PCT に基づいて出願された国際出願であって、当該特許出願に対して欧州特許庁(以下「EPO」という)が指定官庁又は選択官庁となり、かつ、リトアニア共和国が指定国であるものを意味する。

拡張欧州特許は、リトアニア共和国への拡張が請求されている欧州特許出願に対して EPO により付与された欧州特許を意味する。

国内特許出願は、本法に基づいてリトアニア共和国国家特許庁に出願された特許出願を意味する。

国内特許は、国内特許出願に対して付与された特許を意味する。

欧州特許条約の要件は、本法に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従ってリトアニア共和国に拡張される欧州特許出願及び欧州特許には適用されない。

### 第 51 条 拡張請求

欧州特許出願及び当該出願に対して付与された欧州特許は、出願人の請求によってリトアニア共和国に拡張する。拡張請求は、リトアニア共和国政府と欧州特許機構との間の協力協定の第 3 条(3)を施行する協定が発効した日以後に出願した何れかの欧州特許出願と共に提出したものとみなされる。如何なる拡張請求も、EPO による移送を受けた後は、出願日から又は優先権が主張されている場合は最も早い優先日から 18 月が経過した後、遅滞なく国家特許庁が公表しなければならない。

当該拡張請求は、いつでも取り下げることができる。当該欧州特許出願に関して、期限までに所定の拡張手数料を納付していない場合、又は当該欧州特許出願が最終的に拒絶されたか、取り下げられたか又は取り下げられたものとみなされる場合は、当該拡張請求は取り下げられたものとみなされる。国家特許庁は、当該拡張請求を既に公表している場合は、その取下げに関して、遅滞なく公表しなければならない。

### 第 52 条 拡張手数料

第 51 条第 2 段落に基づく拡張手数料は、指定手数料の納付に関して欧州特許条約に定めた適用期限までに、EPO に対して納付しなければならない。

当該拡張手数料は、前記期限後でも、欧州特許条約の規則 85a(2)に規定する猶予期間内に、50%の追加手数料の納付を条件に、有効に納付することができる。

当該拡張手数料の納付は、手数料に関する欧州特許条約の規則が準用される。有効に納付された拡張手数料は、払い戻されることはない。

### 第 53 条 欧州特許出願の効力

出願日を与えられた欧州特許出願は、如何なる場合であっても、欧州特許出願の優先権が認められている場合は、その結果の如何に拘らず、全ての条件を満たして出願された国内特許出願と同等のものとみなす。

公開された欧州特許出願は、第 21 条第 3 段落に従って、国内特許出願と同じ仮の保護が与えられる。かかる仮の保護は、当該公開された欧州特許出願のクレームのリトアニア語翻訳文が、当該出願人からリトアニア共和国内において当該発明を実施している者に通知された日から与えられる。

前記拡張請求が後日取り下げられたか又は取り下げられたとみなされる場合は、第 2 段落にいう仮の保護は、当該欧州特許に関しては、最初から与えられなかったものとみなされる。

### 第 54 条 欧州特許の効力

拡張欧州特許は、第 2 段落から第 6 段落までに従うことを条件として、EPO による特許付与の通知が公告された日から、第 26 条に基づいて国内特許により与えられる筈のものと同じ権利を与える。

特許付与の通知が公告された日以降 3 月以内に、特許所有者は、当該欧州特許のクレームのリトアニア語翻訳文を国家特許庁に提出しなければならない、かつ、その翻訳文の公告のために所定の手数料を納付しなければならない。

EPO に提出された異議申立の結果として、当該欧州特許のクレームが補正された場合は、特許所有者は、当該特許の補正クレームが公告された日から 3 月以内に、当該発明に係る補正クレームのリトアニア語翻訳文を国家特許庁に提出しなければならない、かつ、その翻訳文の公告のために所定の手数料を納付しなければならない。

国家特許庁は、第 2 段落及び第 3 段落に従って提出された全ての正確な翻訳文を、速やかに公告しなければならない。

第 2 段落及び第 3 段落に規定する翻訳文が期限までに提出されなかった場合、又は期限までに所定の手数料が納付されなかった場合は、当該欧州特許は、最初から無効であるものとみなされる。

拡張欧州特許及びそれが基礎としている欧州特許出願は、当該欧州特許が EPO での異議申立手続において取消となった範囲に応じて、本条第 1 段落及び第 53 条第 2 段落に規定する効果を、最初から有していなかったものとみなされる。

### 第 55 条 欧州特許出願又は欧州特許の正文の真正性

EPO の手続言語で記載された欧州特許出願又は欧州特許の正文は、リトアニア共和国内においても真正な正文とみなされる。

第 53 条及び第 54 条に規定する翻訳文は、取消手続の場合を除き、それが EPO の手続言語のものにより付与される保護範囲よりも狭い保護範囲を付与するものである場合は、真正なものとみなされる。

特許出願人又は特許所有者は、欧州特許出願又は欧州特許のクレームの訂正翻訳文を提出することができる。当該訂正翻訳文は、国家特許庁により公告された時から有効となる。善意で、特許出願又は特許の先の翻訳文には抵触せずに、無償で発明を実施しているか実施するために実際上のかつ真摯な準備をしている者は何人も、クレームの当該訂正翻訳文が有効と

なった後でも、業として又は自己の営業の必要性のために当該発明の実施を無償で継続することができる。

#### **第 56 条 先の出願日の権利**

拡張手数料が納付された欧州特許出願及び拡張欧州特許は、国内特許出願及び国内特許との関係においては、第 3 条第 2 段落に基づいて、国内特許出願及び国内特許が有するのと同様の先行技術効果を有する。

国内特許出願及び国内特許は、拡張欧州特許との関係においては、第 3 条第 2 段落に基づいて、これらが有するのと同様の先行技術効果を有する。

#### **第 57 条 同時保護**

同一の出願日、又は優先権が主張されている場合は同一の優先日を有する拡張欧州特許と国内特許が同一人若しくはその権原承継人に付与された場合は、当該国内特許が拡張欧州特許と同一の発明を保護している限り、異議申立が提出されることなく当該欧州特許に対する異議申立期間が満了した日から、又は異議申立手続において当該欧州特許が最終的に維持されると結論された日から、国内特許はその効力を失う。

#### **第 58 条 拡張欧州特許の更新手数料**

拡張欧州特許の更新手数料は、国家特許庁に納付しなければならない。更新手数料は、当該欧州特許の付与の通知が公告された年の翌年から納付しなければならない。

## 第 10-1 章 欧州特許条約の施行

### 第 59 条 欧州特許条約の適用

欧州特許条約は、リトアニア共和国を指定し、リトアニア共和国において欧州特許条約の施行日以後に出願される欧州特許出願、及び欧州特許に適用される。

リトアニア共和国において公告された有効な欧州特許は、本法及び(又は)欧州特許条約第 138 条を基礎として取消又は無効宣言をすることができる。

国家特許庁を欧州特許条約に基づく中央工業所有権庁とする。

国家特許庁は、リトアニア共和国における欧州特許条約の施行の手続を承認する。

### 第 59-1 条 欧州特許出願

欧州特許出願は、EPO に直接又は国家特許庁に、欧州特許条約第 14 条(1)及び(2)に規定する言語でしなければならない。

国家特許庁は、国家又は庁の秘密に関する出願を除き、国家特許庁へ出願された欧州特許出願を欧州特許条約第 77 条に定める期間内に EPO へ転送しなければならない。

分割欧州特許出願は、EPO へ直接出願しなければならない。

国家又は庁の秘密を構成する情報を含む欧州特許の出願先は、国家特許庁に限る。

### 第 59-2 条 欧州特許出願の効力

出願日を付与されているリトアニア共和国を指定した欧州特許出願は、その審査の経過に拘らず、欧州特許出願の優先日が認められ、正規の方法でなした国内特許出願と同じ法的効力を有する。

公開された欧州特許出願は、第 21 条第 3 段落に基づいて国内特許出願と同じ仮の法的保護が与えられる。仮の法的保護は、公開された欧州特許出願のクレームの翻訳文が国家特許庁の公報において公告された日から与えられる。欧州特許出願のクレームに係る翻訳文の公告については、所定の手数料を納付しなければならない。

リトアニア共和国の指定が後に取り消された又は取り消されたとみなされる場合は、欧州特許出願は、第 2 段落に基づく仮の法的保護を与えられなかったものとみなされる。

### 第 59-3 条 欧州特許の効力

リトアニア共和国を指定する欧州特許は、その付与の通知が EPO において公告された日後、第 2 段落及び第 3 段落に従って、第 26 条に基づく国内特許と同じ権利を付与する。

欧州特許の所有者は、特許付与の通知が公告された日後 3 月以内に、国家特許庁にクレームのリトアニア語翻訳文を提出し、当該翻訳文の公告のための所定の手数料を納付しなければならない。

EPO に提出された異議申立により欧州特許のクレームが補正された場合は、特許所有者は、欧州特許の補正されたクレームの公告後 3 月以内に、欧州特許の補正されたクレームのリトアニア語翻訳文を国家特許庁に提出し、その公告のための手数料を納付しなければならない。国家特許庁は、第 2 段落及び第 3 段落に従って提出された翻訳文を 3 月以内に公告しなければならない。

欧州特許のクレームの翻訳文が第 2 段落及び第 3 段落にいう期限までに提出されない場合は、

欧州特許はリトアニア共和国において最初から無効であったとみなされる。

#### **第 59-4 条 欧州特許出願及び欧州特許の正文の真正性**

EPO の手続言語で記載された欧州特許出願又は欧州特許の正文は、リトアニア共和国における真正な正文とする。

第 59-3 条及び第 59-4 条にいう翻訳文は、特許取消手続の場合を除き、特許により付与される法的保護が EPO の手続言語で記載された正文により付与される法的保護よりも狭い場合は、真正なものとみなされる。

出願人又は特許所有者は、欧州特許出願又は欧州特許のクレームの訂正翻訳文を随時提出することができる。当該訂正翻訳文は、国家特許庁により公告された時から有効となる。善意で、発明を実施している又は実施の準備をしている者は、その実施が原翻訳文における特許出願又は特許クレームの侵害を構成しないと思われる場合は、クレームの当該訂正翻訳文が有効となった後でも、業としての又は自己の必要性のための当該実施を無償で継続することができる。

#### **第 59-5 条 欧州特許の年金**

欧州特許の年金は、工業所有権対象物の登録についての手数料に関する法律により規定された手続に従って納付する。欧州特許付与の通知が公告された年の翌年から納付を開始する。

#### **第 59-6 条 欧州特許出願の国内出願への変更**

リトアニア共和国を指定する欧州特許出願は、欧州特許出願が、欧州特許条約第 77 条(5)及び第 90 条(3)に基づいて取り下げられたとみなされるか又は出願の翻訳文が欧州特許条約第 14 条(2)に基づいて適時に EPO に提出されていない場合は、国内特許出願へ変更することができる。

出願人は、期限までに所定の手数料を納付し、かつ、欧州特許出願のリトアニア語翻訳文を国家特許庁に提出しなければならない。

#### **第 59-7 条 二重保護**

欧州特許及び国内特許が同じ出願日又は優先日を有しており、同一の発明について同一の者又はその権原承継人に付与されている場合は、国内特許は、異議申立が提出されることなく欧州特許に異議申立するための期間が満了した日から、又は異議申立が審理された上で欧州特許を有効のままとする決定がなされた日から無効となる。

## 第 11 章 国際協定

### 第 60 条 国際協定，外国の法人及び自然人の権利

リトアニア共和国が加盟国である国際協定が，本法及び他の基準法によって定めるものより有利な権利を特許出願人又は特許所有者に設定している場合は，当該国際協定の規定が適用される。

リトアニア共和国が加盟国である外国との協定又は条約において規定がある場合は，当該外国で出願された特許出願に関する発明をリトアニア共和国内で保護することが認められる。当該特許出願及びこれに基づく何れの特許も，国家特許庁に出願された国内特許出願及びこれに基づく国内特許として，リトアニア共和国内において，本法により与えられる効果と同一の効果を有する。

外国の法人及び自然人は，特許所有者の権利の保護を規定する本法及び他の基準法において定められた全ての権利を享受することができる。

## 第 12 章 最終規定

### 第 61 条 リトアニア共和国民法の改正

リトアニア共和国民法第 5 章(第 557 条から第 559 条まで)及び第 6 章(第 560 条から第 566 条まで)が無効であることを、ここに宣言する。

### 第 62 条 本法の施行

第 9 章「国際特許出願」及び第 10 章「欧州特許の拡張」を除き、リトアニア共和国特許法は 1994 年 2 月 1 日に施行する。

第 9 章は、1970 年 6 月 19 日にワシントンで締結された PCT へのリトアニア共和国加盟が効力を発した日に施行する。

第 10 章は、リトアニア共和国政府と欧州特許機構との間の特許分野における協力に関する相互協定が発効した日に施行する。